

「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（案）」  
に関する意見募集結果の概要について

## 【意見募集期間】

平成 26 年 11 月 20 日（木）～平成 26 年 12 月 19 日（金）

## 【意見総数】

意見の提出者数：41（意見の件数 119 件）

（内訳：地方公共団体 2、NPO 2、民間企業 11、業界団体 7、個人又は無記名 19）

## 【主な御意見の概要とそれに対する考え方と対応】

No.	主な御意見の概要	御意見に対する考え方と対応
<b>廃金属水銀等関連</b>		
1	金属水銀の中間処理方法として黒色硫化水銀化、硫黄ポリマー化が記載されているが、早急に限定する必要はないのではないか。	水銀の安定化技術についてはさらに継続した調査研究及び検証が必要であり、必要に応じて技術的・制度的な見直しを行うことが必要である旨、報告書に記載しています。
2	水銀処理物を埋め立てた場所を図面で記録することを義務づけるとともに、行政への報告制度を構築することが必要である。	現行の廃棄物処理法において、廃止後の処分場については指定区域に指定され、台帳の調整が義務付けられています。さらに、水銀処理物については台帳への埋立場所等の記載を検討する旨、報告書に記載しています。
<b>水銀汚染物、水銀添加廃製品関連</b>		
3	市町村における水銀添加廃製品の回収が重要であるとともに、拡大生産者責任に則った仕組みが必要ではないか。また、市町村の負担が過大とならないよう明確な方向付けと支援が必要である。	既存の水銀回収スキームを活用した適正な回収を促すとともに、関係機関の協力を得た回収スキームの検討が必要と考えています。また、水銀添加廃製品の収集運搬及び処理について留意点を明確化すること等の技術的な支援が必要である旨、報告書に記載しています。
4	蛍光ランプやボタン電池等は水銀含有産業廃棄物として指定し、水銀回収を義務付けるべきである。	蛍光灯や電池等は水銀含有産業廃棄物として指定し、適正な管理を確保することが必要である旨、報告書に記載しています。
5	水銀を回収してから処理すべきとしている「高濃度の水銀汚染物」とはどの程度の濃度か。また特定の施設とあるが、どの施設から排出されても水銀回収をすべきである。	高濃度の定義は今後の検討が必要な事項です。非鉄精錬スラッジ等水銀を高濃度に含有する汚染物はすべて水銀回収の対象とすることが必要と考えています。

No.	主な御意見の概要	御意見に対する考え方と対応
6	<p>水銀の大気拡散を防止するために、水銀添加廃製品の処分は、大気排出又は飛散を抑制する対策を講じている施設で処理すべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、報告書中、「水銀添加廃製品の処分又は再生にあたっては、水銀の大気排出又は飛散を抑制する観点から、大気排出又は飛散を抑制する対策を講じている施設で処理することが<u>望ましい</u>。」とあるところ、「水銀添加廃製品の処分又は再生にあたっては、水銀の大気排出又は飛散を抑制する観点から、大気排出又は飛散を抑制する対策を講じている施設で処理することが<u>適当である</u>。」といたします。</p>
その他		
7	<p>廃棄物に含まれる水銀をはじめとする重金属等の有害物質規制がないため、焼却や埋立処分によって大気汚染や地下水汚染の原因となっており、環境上適正な管理が担保されているとは言えない実態にある。</p>	<p>表現をより適正にするため、報告書中、「我が国における廃棄物の処理については、廃棄物処理法に基づき、収集、運搬、処分、保管等が行われることにより生活環境の保全が図られており、水銀を含む廃棄物を処理する場合も<u>同法により環境上適正な管理が担保されている</u>。」とあるところ、「我が国における廃棄物の処理については、廃棄物処理法に基づき、収集、運搬、処分、保管等が行われることにより生活環境の保全が図られており、<u>水銀を含む廃棄物を処理する場合も同法に基づき環境上適正な管理を行うこととされている</u>。」といたします。</p>
8	<p>輸出できなくなった金属水銀等の管理には、国が関与すべきである。</p>	<p>民間による産業廃棄物処理体制を中心として適正な処理を確保することが基本ですが、国を含めた関係者の適切な役割分担の下での処理体制及び長期間の監視体制を含め、全体の仕組みを最適なものとするよう、今後とも検討を深めることが必要である旨、報告書に記載しています。</p>